

## ○ 義務違反者への対応比較表

- ① 過料額は、すべて法が上回る  
 ② 法は、二十歳未満の者の喫煙室への立入禁止は、指導・助言であり過料はない  
 ③ 法は、「禁煙」の表示義務はない

※厚生労働省資料を参考

義務対象	義務の内容	過料（※1）	
		法	条例
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	30 万円以下	2 万円以下
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・ 標識の汚損等の禁止	50 万円以下	—
施設管理権原者 （※2）	喫煙器具・設備等の撤去等*	50 万円以下	5 万円以下
	喫煙室の基準適合	50 万円以下	5 万円以下
	施設要件適合 （喫煙目的室に限る）	50 万円以下	—
	喫煙室の施設標識の掲示	50 万円以下	5 万円以下
	喫煙室の施設標識の除去	30 万円以下	—
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定 飲食提供施設に限る）	20 万円以下	—
	立入検査への対応*	20 万円以下	5 万円以下
	<b>20 歳未満の者の喫煙室への立入禁止*</b>	<b>指導・助言</b>	<b>5 万円以下</b>
	広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室 設置施設等に限る）*	指導・助言	—
	<b>禁煙の表示</b>	<b>—</b>	<b>5 万円以下</b>

（※1）法における「過料」とは、秩序罰としての「過料」。法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるもの。また、「過料」金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

（※2）法における「管理権原者」は、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと。\*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。

〔参考〕地方自治法

(条例)

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## ○ 施行主体の区分

### <県条例>

施行主体は、県

### <健康増進法>

都道府県知事と保健所設置市長（特別区にあつては区長）に権限を付与

- ① 規定に違反して喫煙をしている者に対する、喫煙の中止又は退出の命令
- ② 特定施設等の管理権原者等に対する、必要な指導及び助言
- ③ 特定施設等の管理権原者等に対する、勧告、命令、立入検査等

県 条 例	県全域を施行		
	改 正 健 康 増 進 法	神奈川県	政令市 ・横浜市 ・川崎市 ・相模原市
政令市、保健所設置市以外 の県域を施行 ※対象施設の約3割		各市域を直轄で施行 ※対象施設の約7割	